

4 給与の適正化

1) 基本的な考え方

職員給与の適正化については、総人件費の抑制を念頭に、国の給与制度の改正を見据えつつ、近隣市町村や同規模自治体の実態及び本町の財政状況を勘案して見直しを進め、削減を図ります。

2) 職員給与の削減（独自削減）

町財政の危機的な状況を勘案し、町独自の削減を行います。

特別職の給与月額を、平成18年10月から、次のとおり削減します。

区 分	現行額(円)	削減後の額(円)	削減額(円)	削減率(%)
町 長	810,000	712,800	97,200	12.0
助 役	670,000	603,000	67,000	10.0
教 育 長	602,000	541,800	60,200	10.0

削減期間：平成18年10月1日～平成21年9月30日

一般職員の給料月額は、平成19年1月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とします。

○平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間 100分の93

○平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間 100分の95

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
特別職給与の独自削減	325	649	649	325		1,948
職員給与の独自削減	3,047	16,248	15,248	11,100	8,786	54,429
各年度効果額合計	3,372	16,897	15,897	11,425	8,786	56,377

3) 特殊勤務手当等の見直し

平成17年の合併時にあった28の手当を20に削減していますが、業務内容等を勘案し、随時見直しを行います。

(取組年度：H18継続)

4) 時間外勤務手当の削減

代休制度の活用を徹底させ、時間外勤務手当の削減を進めます。また、延長保育に係る保育士等の勤務時間の弾力的な運用を検討します。

(取組年度：H18継続)

5) 期末手当の削減(独自削減)

役職に応じて支給される期末手当加算について、次の引き下げを継続します。

職務の級	国の支給率	町の支給率	削減率
8級の職員	15%	12%	3%
7級及び6級の職員	10%	8%	2%
5級及び4級の職員	5%	4%	1%

一般職に準じ、町長等の特別職及び議会議員の加算分も15%から12%に引き下げています。

(取組年度：H18継続)

6) 議員報酬の削減

議員報酬月額は、平成18年10月1日から、次のとおり削減します。

区 分	現行額(円)	削減後の額(円)	削減額(円)	削減率(%)
議 長	295,000	270,000	25,000	8.5
副 議 長	230,000	210,000	20,000	8.7
常任委員長 議会運営委員長	205,000	190,000	15,000	7.3
議 員	195,000	180,000	15,000	7.7

実施期間：平成18年10月1日～平成21年9月30日

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
議員報酬の独自削減	384	747	747	364		2,242

7) 公 表

定員・給与等については、その状況を「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、町広報誌及び町ホームページで公表します。